

重 要 事 項 説 明 書

当事業者の訪問リハサービスの提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者の概要（令和7年4月1日現在）

(1) 名称等	名 称	訪問リハビリテーションはまおか		
	所 在 地	437-1688 静岡県御前崎市池新田2070番地		
	開 設 者	御前崎市長 下村 勝		
	管理者氏名	市立御前崎総合病院 病院長 鈴木 基裕		
	介護保険事業所番号	静岡県 2256180015		
	指定年月日	平成16年4月1日（予防 平成18年4月1日）		
	サービスを提供する通常の実施区域	御前崎市		
(2) 職員の概要		管理者	1名	（兼務）
		理学療法士	1名以上	（兼務）
		作業療法士	1名以上	（兼務）
(3) 営業日及び営業時間		営 業 日 月曜日から金曜日。ただし、祝日、 年末年始（12月29日～1月3日）を除く 営 業 時 間 8時15分から17時まで		
福祉サービス第三者評価実施の有無		有・ 無	実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称			評価結果の開示状況	有・無

2. 訪問リハサービスの内容

(1) 訪問リハサービス計画又は介護予防訪問リハサービス計画（以下「訪問リハサービス計画等」といいます。）の作成

- ① 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画等に沿って、訪問リハサービス計画を作成します。
- ② 訪問リハサービス計画等には、訪問リハサービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
- ③ 訪問リハサービス計画等を作成した場合は、その内容を利用者及びその家族に説明し、同意を得た上で計画書を1部交付します。

(2) 訪問リハサービスの担当者

- ① 事業者は、理学療法士又は作業療法士（以下、「担当者」といいます。）を利用者の居宅に派遣し、訪問リハサービス計画等に沿って、下記の内容の訪問リハサービスを提供します。
- ② 事業者は、担当者を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合には、予め利用者と協議します。
- ③ 担当者が、利用者に不測の損害を与えたときやその他必要と認めるときは、事業者に対し、担当者の変更を求めることができます。
- ④ 事業者は、担当者に身分証を常に携帯させ、利用者又はその家族から求められたと

きは、これを提示させます。

(3) 訪問リハサービスの内容

- ① 訪問リハサービスの業務内容は、関節可動域訓練、筋力増強訓練、日常生活動作訓練、基本動作訓練、住環境整備、福祉用具の相談などです。

関節可動域訓練	関節拘縮は、脳血管障害による片麻痺や長期臥床の場合に起こりやすい障害です。これを予防改善するために手足の関節可動域訓練を行います。
筋力増強訓練	筋力低下は、廃用性の二次的傷害として高齢者や在宅障害者にしばしば起こる問題です。筋力増強訓練を通じ障害の拡大防止や機能の回復に努めます。
日常生活動作訓練	トイレや入浴動作等、日常困難な動作に対し動作方法や介助方法を指導訓練し、生活環境に合わせた実際に行える安全な日常生活動作の獲得を目指します。
基本動作訓練	歩行訓練や起居移動動作訓練を行います。
住環境整備	手すりやスロープの設置及び住宅改造の相談に応じます。
福祉用具の相談	車いすや入浴補助用品等の福祉用具の選定、相談に応じます。

(4) 訪問リハサービス計画・居宅サービス計画等の変更

- ① 利用者が訪問リハサービスの内容や提供方法等の変更を希望した場合、又は事業者が訪問リハサービス計画等の変更が必要と判断した場合は、その変更が居宅サービス計画等の範囲内で可能なときは、速やかに訪問リハサービス計画等の変更等の対応を行います。
- ② 事業者は、利用者が居宅サービス計画等の変更を希望する場合、又は訪問リハサービス計画等の変更に際して、居宅サービス計画等の変更が必要な場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて訪問リハサービス計画等の変更等の必要な支援を行います。

3. 利用料金等

(1) 利用料金

- ① 介護保険からの給付を利用する場合の利用料金として、（介護予防）訪問リハビリテーション費を「介護保険負担割合」に記載された利用者負担の割合でお支払いいただきます。（給付制限のある方は、下記②をご覧ください。）

ただし、介護保険からの給付範囲を超えたサービスの利用は、全額（１０割）が利用者の負担となります。

ア. 訪問リハビリテーション費

（非課税）

区 分	単位	サービス費（１０割）	利用料（１割）	備 考
訪問リハビリテーション費	１回	３，０８０円	３０８円	１回２０分
退院時共同指導加算	１回	６，０００円	６００円	退院につき１回
短期集中リハ実施加算	１日	２，０００円	２００円	退所から３月以内
認知症短期集中リハ実施加算	１日	２，４００円	２４０円	退所から３月以内
リハビリテーションマネジメント加算 イ	１月	１，８００円	１８０円	

リハビリテーションマネジメント加算 ロ	1 月	2, 1 3 0 円	2 1 3 円	
口腔連携強化加算	1 回	5 0 0 円	5 0 円	
移行支援加算	1 日	1 7 0 円	1 7 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1 回	6 0 円	6 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1 回	3 0 円	3 円	

イ. 介護予防訪問リハビリテーション費

(非課税)

区 分	単位	サービス費(10割)	利用料(1割)	備 考
訪問リハビリテーション費	1 回	2, 9 8 0 円	2 9 8 円	1 回 2 0 分
退院時共同指導加算	1 回	6, 0 0 0 円	6 0 0 円	退院につき1回
短期集中リハ実施加算	1 日	2, 0 0 0 円	2 0 0 円	退所から3月以内
口腔連携強化加算	1 回	5 0 0 円	5 0 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1 回	6 0 円	6 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1 回	3 0 円	3 円	

(注) 利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。

- ② 被保険者証の給付制限欄に「支払方法の変更」の記載のある方は、上記の(介護予防)訪問リハビリテーション費を全額(10割)お支払いいただきます。

この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市役所の介護保険担当課の窓口に出し、払い戻しを受けてください。

(2) キャンセル料金

急なキャンセルの場合、下記の料金をお支払いいただきます。キャンセルが必要となった場合には、至急ご連絡ください。

(非課税)

ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	5 0 0 円

ただし、利用者の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合には請求致しません。

(3) 交通費

御前崎市にお住まいの方は無料です。それ以外にお住まいの方は、御前崎市を越えた距離1km当たり、20円(消費税別)の交通費実費相当額をお支払いいただきます。

(4) コピー料金

サービス実施記録等の写しを希望される場合は、1枚につき10円(消費税別)のコピー料金をお支払いいただきます。

(5) お支払の方法

事業者は、毎月15日までに前月分の利用料金等の請求書を送付します。

お支払いは原則として口座振替にてお願いしますが、御前崎市総合保健福祉センター1階の窓口及び御前崎総合病院1階の会計窓口での現金納付、又は銀行振込でも納付できます。なお、銀行振込の手数料は、利用者負担となります。

納付期限は、請求月の月末までです。口座振替の場合、月末日に指定口座から引落しさせていただきますが、当日が金融機関の休日のときは、翌営業日が引落日

になります。

4. 緊急時の対応

- (1) 訪問リハビリサービスの提供を行っている時に、利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

なお、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

(2) 災害発生時等の措置

①地震警戒宣言の発令、もしくは震度5以上の地震が発生したときは訪問リハビリサービスを中止させていただきます。また、訪問中の場合は、速やかにサービスを中止し、事業所に帰所させていただきます。

②避難準備・高齢者等避難開始が発令された地区の利用者への訪問リハビリサービスは中止させていただきます。また、訪問中の場合は、速やかにサービスを中止し、事業所に帰所させていただきます。

③台風など災害の危険性がある場合は、訪問時間や訪問日を変更させていただく場合があります。

5. 個人情報の利用目的

当事業所では、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報を、下記の目的のために使用します。

- 1) 介護サービス利用者等に提供する介護サービス
- 2) 介護保険事務
- 3) 施設の管理運営業務
- 4) 他の介護サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携、照会への回答
- 5) 家族等への心身の状況説明
- 6) 審査支払機関へのレセプトの提出
- 7) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 8) 損害賠償保険会社等への相談又は届出等
- 9) 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 10) 施設内にて行われる学生等の実習への協力

6. その他

①サービスの利用を中止する場合は速やかにご連絡ください。

②サービス提供時の事故やトラブルを避けるために次の事項にご留意ください。

- 1) 職員は、年金の管理・金銭の貸借等の取り扱いは致しません。
- 2) 職員に対する、金品等のもてなしはお断りいたします。
- 3) 訪問車の駐車できる場所の確保をお願いします。
- 4) 犬等ペットの放し飼いは、訪問リハビリサービスの妨げになりますので、安全な場所に繋ぐ等の対応をお願いします。

7. 連絡先の電話番号等

(1) お問い合わせ窓口

サービス計画、サービス内容などについて、どのようなことでもお気軽にご相談ください。

訪問リハビリテーションはまおか

電話 0537-86-8862 ファックス 0537-85-7436

(2) 苦情相談の窓口

当事業所のほか、下記の公的機関においても苦情相談を受け付けています。

当事業所の苦情相談の窓口 <担当 副看護部長 岡本 律子>

電話 0537-86-8822 ファックス 0537-85-7436

御前崎市 < 高齢者支援課 介護保険係 >

電話 0537-85-1118 ファックス 0537-85-1142

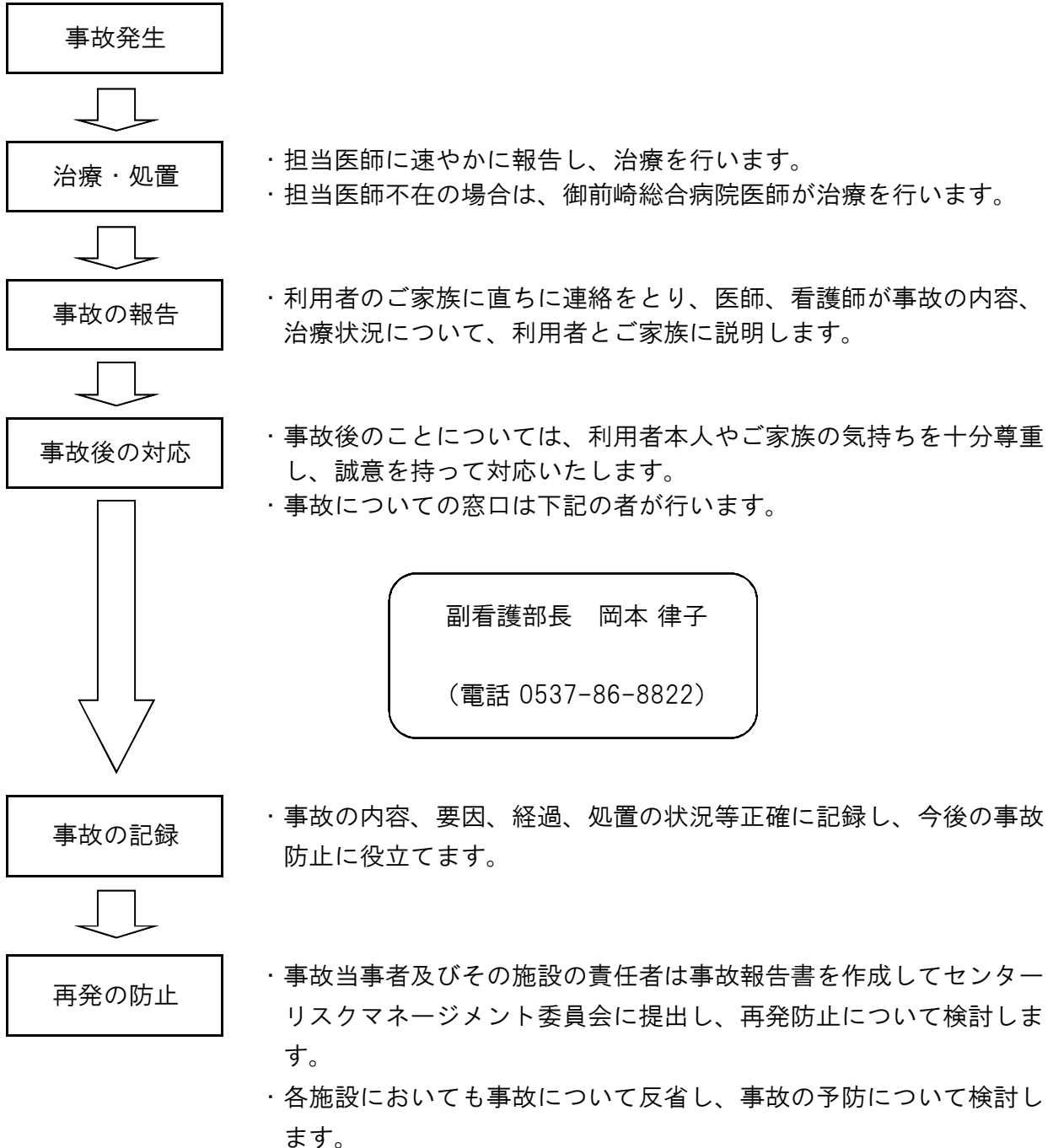
静岡県国民健康保険団体連合会の苦情相談の窓口

< 介護保険課 苦情処理担当 >

電話 054-253-5590 ファックス 054-251-3445

事故発生時の対応について

当施設では、利用者の皆様に対して事故が起きないように十分注意して接しておりますが、万一、事故が発生した場合には以下のように対処いたします。



センターの苦情処理の対応について

質問（１） どのようなサービスについて、相談できるのですか？

＜答え＞ ３階の療養病棟、２階の老人保健施設、１階の通所リハビリ、訪問看護ステーションなどのサービス内容について相談できます。

質問（２） どのような内容について、相談できるのですか？

＜答え＞ 話を聞いてほしい。教えてほしい。調査してほしい。改めてほしい。弁償してほしい。謝罪してほしい。サービスを変えてほしい。その施設に対する提言など、どのような相談でもお受けします。

質問（３） 誰でも相談が受けられるのですか？

＜答え＞ ご本人、ご家族、お知り合いの方など、どなたからの相談でも受付します。

質問（４） 相談から解決までの流れはどうなっているのですか？

＜答え＞ ① 来所、電話、文書、１階の投書箱などで担当者が相談を受付します。
② 相談内容の事実確認などの調査を行います。
③ センター内の関係部署で話し合い、解決策を検討します。
④ その場で解決できるものは、すぐに回答します。
時間のかかるものは、後日、相談結果を回答します。

質問（５） その他どのような相談窓口がありますか？

＜答え＞ ① お住まいの市役所の介護保険担当者が、苦情相談に応じます。
例：御前崎市の場合・・・ 高齢者支援課 介護保険係
電 話 0537-85-1118
② 静岡県国民健康保険団体連合会の介護保険課でも苦情相談に応じます。
電 話 054-253-5590
F A X 054-251-3445